

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
① 対象工事の選定	1	当初、発注者が現場施工が短いと判断し、対象外としていた工事について、7日以上となることが判明した場合、対象に入ることは可能か。	要領記載のとおり、可能です。	—
	2	例示のある「緊急的、時間的制約があるもの」の具体的な想定は何か。	例1：供用予定日が決まっている工事 例2：耕作に使用予定時期が決まっている工事（ほ場整備工事含む） 例3：予算執行上、年度を跨いでの工期延期は出来ないなど、完成工期が決まっており、週休2日が困難な工事	—
	3	対象外となる「（2）主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務」はどうに判断するか。	主たる業務が道路パトロール業務の場合で、以下に該当する場合は対象外とします。 $\frac{\text{工期日数} - \text{契約数量(日)}}{\text{工期日数}} = 28.5\% (8\text{日}/28\text{日}) \text{以上}$	—
② 実施方法	4	週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。	当初積算では週休2日の補正を行いません。設計変更時に現場閉所状況に応じて補正を行ってください。	当初から見込みます。
	5	試行対象工事を受注し、達成できなかった場合、成績評定での減点はあるのか。	成績評定での減点措置は行いません。	左と同じ。
	6	施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのか。	指定様式「週休2日工事の実施希望の報告について」により、「2. 希望しません」へ変更し、再提出して下さい。ただし、結果的に週休2日が達成できたとしても、提出を受け付けた場合、週休2日の補正を行いません。	—
	7	週休2日工事を希望した場合、4週8休を実施しなければならないのか。	週休2日とは4週8休以上を定義していますので、まずは4週8休以上を目指して、現場運営してください。その結果、4週6休または4週7休になった場合は、各々の閉所率に応じて週休補正を行い、設計変更します。	—

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
② 実 施 方 法	8	工期の前半は現場が稼働せず、残り1~2か月の時点では本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。	行います。	左と同じ。
	9	休日の実績確認は、作業日報や出勤簿を確認しなければならないのか。	原則、休日等取得実績表のみで判断します。しかし、虚偽が判明した場合、関係法令により处罚の対象になります。なお、特に疑義があれば、監督職員の判断により出勤簿等の提示を求めることができます。	左と同じ。
	10	休日の実績で下請け労働者の出勤簿の提示も求められるのか。	A 8と同じ	左と同じ。
	11	増工となった場合、工期延期日数をどのように設定すればよいか。	まずは、発注者において、増工分に対して、積上方式、または簡便式により延期日数を算出します。 その後、工期に関する特記仕様書に基づき、受注者との協議を経て、延期日数を定めて下さい。	左と同じ。
	12	精算時より前に週休2日工事補正を行うことは可能か。	精算時より前であっても、設計変更することは可能です。設計変更時点の現場閉所状況及び設計変更時点以降に想定される現場閉所状況により判断してください。なお、精算時に必ず実績を確認してください。	左と同じ。
	13	施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組む場合、施工箇所ごとに現場閉所率を算定し、補正を行うのか。	施工箇所ごとに判断するのではなく、1契約単位で現場閉所状況を確認し、補正を行ってください。	左と同じ。
	14	工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正是行うのか。	工場製作は週休2日工事の補正を行いません。	左と同じ。
	15	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まないとあるが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の增加費用等を算出する場合については、週休2日工事の補正是行うのか。	建設工事積算基準の「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役(R)には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用(α)に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
③ 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	16	電柱移転等や地元調整等で着工に遅れた場合や施工が出来ない期間があった場合の取り扱いはどうしたら良いか。	<p>その原因を明確にし、必要に応じて適切に対応して下さい。</p> <p>□発注者に責がある場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事が動いていない 期間が明確である場合は、当該期間を対象期間から控除することが出来る。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休日扱いとしても良い。 <p>□発注者に責がない場合： 上記②と同じ。</p>	左と同じ。
	17	工事着手日とはいつか。	<p>工事の場合、現場事務所等の設置、または測量を開始した日を言います。</p> <p>また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業を開始した日を言います。</p>	左と同じ。
	18	工事完成日とはいつか。	<p>工事の場合、工期末の20日前までの期間を言います。</p> <p>また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業が完了した日を言います。</p>	左と同じ。
	19	工期末より早期に工事が完了した場合や工期延期した場合、対象期間はいつまでとなるのか。	いずれの場合も、工事完成通知書提出日の20日前までの期間を対象期間とします。	左と同じ。
	20	対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えば良いか。例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱いはどうか。	<p>年末年始6日間、夏季休暇3日間の取扱については、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始休暇期間は12月29日から1月3日までの6日間（土日含む） ・夏季休暇期間は土日以外の任意の3日間（基本はお盆期間） 	左と同じ。
	21	現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのようなこというのか。	<p>現場の管理上必要な作業とは以下のような作業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや保守点検 ・コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業 ・交通誘導警備 ・その他、監督職員が必要と認めた作業 	左と同じ。

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
③ 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	22	創意工夫のみを行った日の取り扱いはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間とします。 現場閉所か否かは、創意工夫が現場管理上必要な行為かどうかで判断してください。 <p>⇒・現場管理上必要な場合：現場閉所</p> <p>⇒・現場管理上必要ではない場合：通常工事と同じ（現場閉所ではない）</p>	左と同じ。
	23	一般資材の納入を待っている期間は、工場製作期間として取り扱い対象期間から控除するのか。	工場製作期間ではありません。控除せず対象期間として取り扱って下さい。	左と同じ。
	24	必ず土・日曜日に休まないといけないのか。	対象期間中の現場閉所割合にて判断しますので、土・日曜日を必ず休日として確保しなければいけないということはありません。	左と同じ。
	25	大雨、大雪により休工となった場合も休日としてカウント出来るのか。	雨天、降雪等により、現場及び現場事務所が閉所されていれば現場閉所として扱って下さい。	左と同じ。
	26	現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪業務等）をしていた場合も現場閉所となるのか。	現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているので、現場閉所として取り扱って下さい。このたびの試行は、現場閉所率を経費の補正や評価の指標としており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本試行の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。	左と同じ。
	27	現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所とみなしてよいか。	現場閉所とはなりません。現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて実施されていない状況を指します。	左と同じ。
	28	現場事務所でなく、会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。	現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とみなすことはできません。	左と同じ。
	29	施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合には現場閉所として扱えるのか。	仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超えるものについては、現場作業と見なします。	左と同じ。

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
③ 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	30	一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱えるのか。	一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします（一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所としない）。	左と同じ。
	31	工事用道路を他工事と併用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、現場閉所となるのか。	交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。	左と同じ。
	32	半日休工を2回行った場合、1日分の休日としてカウントできるのか。	1日を通して現場閉所がなされている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所として認められません。	左と同じ。
	33	夜間工事の場合の現場閉所日の考え方。	作業日の翌早朝の作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。 (夜間工事・2交替工事の事例を参考)	左と同じ。
	34	2交替工事の場合の現場閉所日の考え方。	2交替工事の2の組が翌早朝に行う作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。 (夜間工事・2交替工事の事例を参考)	左と同じ。
④ 工事費の積算	35	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	4週6休未満の見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費・機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。	左と同じ。

Q		A	受注者希望型	発注者指定型
⑤ 履 行 証 明 書 の 發 行	36	発注者指定型の場合で、対象期間終了後に提出された休日等実績表を確認した結果 4 週 8 休未満だった場合、現場の閉所状況に応じた証明は行うのか。	—	4 週 8 休以上の場合は、履行を証明するものとします。

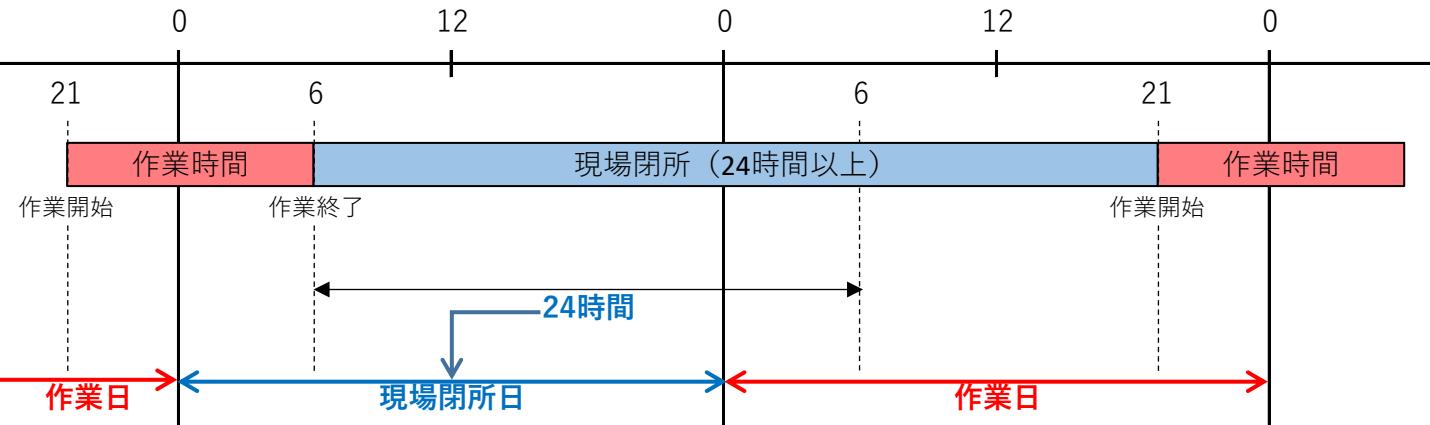
Q		A	受注者希望型
① の対 選象 定工 事	1 現場閉所困難な工事とは、どのようなものを想定しているか。		例1:道路及び河川維持管理業務 例2:現場閉所を行うことが困難な工事 (交通規制や出水期等に係る工事) 例3:災害復旧工事等
② 実 施 方 法	3 施工計画書への記載方法は、具体的にどのように行うのか。		休日取得状況に加え、「出動簿」、「KY活動参加者名簿」等の既存資料による確認を基本としています。また、受発注者協議のうえ、CCUS（建設キャリアアップシステム）を用いた確認も可能です。
	4 週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。		当初積算では週休2日の補正を行いません。設計変更時に状況に応じて補正を行ってください。
	5 試行対象工事を受注し、達成できなかった場合、成績評定での減点はあるのか。		成績評定での減点措置は行いません。
	6 施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのか。		指定様式「週休2日工事の実施希望の報告について」により、「2. 希望しません」へ変更し、再提出してください。ただし、結果的に週休2日が達成できたとしても、前述の提出を受け付けた場合、週休2日の補正を行いません。
	7 週休2日工事を希望した場合、4週8休を実施しなければならないのか。		週休2日とは4週8休以上を定義していますので、まずは4週8休以上を目指して、現場運営してください。その結果、4週6休または4週7休になった場合は、各々の週休補正を行い、設計変更します。
	8 工期の前半は現場が稼働せず、残り1~2か月の時点で本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の休日率を算出し、補正を行うのか。		該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外します。
	9 当該現場に従事する技術者等が休日を取得した場合は、必ず交代要員を充てなければならないのか。		交替制工事は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む新たな試行です。現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はありません。
	10 「施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者・技能労働者」を休日確保の確認対象者としているが、建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については、確認対象者となりえるか。		施工体制台帳に記載された全ての労働者が休日確保の確認対象者となります。 従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人で施工体制台帳に記載されていない場合は、確認対象者にはなりません。
	11 1日でも当該工事に従事した場合は、休日確保の確認対象者となるのか。		当該工事の施工体制台帳に記載された労働者が従事した場合は、休日確保の確認対象者となりますですが、非常勤（臨時）及び従事期間が1週間未満で従事する場合は、対象外となります。

Q		A	受注者希望型
② 実施方法	12	維持工事等の緊急対応が想定される工事では、下請けの施工体制台帳上の工期を1年間としている場合がある。この場合、1年間の工期のうち、作業日数が数日となる労働者等についても休日率算出の分母は施工体制台帳上の工期である1年間とするのか。	休日率算出の工期を施工体制台帳上の工期とすることが適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議して設定下さい。
	13	「対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。」としているが、判断基準（具体的な日数等）は何か。	常勤ではなく、日数や時間数を限って一時的に勤務し当該工事に従事する者を想定しています（合計の勤務日数が7日未満）。
	14	現場代理人は工事現場に常駐することと契約書で定められているため、現場代理人は休日取得はできないのか。	契約書第10条第3項にて、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを見た上で受発注者で確認することとなります。
	15	監理技術者は専任の者でなければならないのか。	専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。
	16	休日取得の確認方法については、既存資料の提示を求め確認するとしているが、具体的にはどのようなものか。最低限確認することとなっている全対象者の休日日数の割合が分かる一覧表以外にも必要なのか。	一覧表のみと考えています。その根拠としてKY 実施記録等を想定していますが、資料作成の負担とならない方法で監督職員に確認して下さい。
	17	平均休日日数の割合（休日率）の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率を算出しているが、補正対象は全ての労働者等が対象となるのか。 また、職種の定義・作業内容に技術及び技能の記載がない職種も休日確保の確認対象及び補正対象となるか。	貴見のとおりです。ただし、補正対象は公共工事設計労務単価（51種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。
	18	公共工事設計労務単価（51種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象者となるのか。 また、補正対象となるのか。（例：測量業者など）	必要資料の提供の有無にかかわらず、測量業者等については確認対象となりません。 確認対象は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者・技能労働者としておりますが、測量業者等は公共工事設計労務単価（51種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工に該当しないため、確認対象として扱わないこととなります。

Q		A	受注者希望型
② 実施方法	19	増工となった場合に、工期延期日数をどのように設定すればよいか。	まずは、発注者において、増工分に対して、積上方式等により延期日数を算出します。 その後、工期に関する特記仕様書に基づき、受注者との協議を経て、延期日数を定めて下さい。
	20	精算時より前に週休2日工事補正を行うことは可能か。	精算時より前であっても、設計変更することは可能です。設計変更時点の休日取得状況及び設計変更時点以降に想定される現場状況等により判断してください。なお、精算時には必ず実績を確認して下さい。
	21	施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組む場合、施工箇所ごとに休日率を算定し、補正を行うのか。	施工箇所ごとに判断するのではなく、1契約単位で現場状況を確認し、補正を行ってください。
	22	工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正是行うのか。	工場製作は週休2日工事の補正を行いません。
	23	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まないとあるが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合について、週休2日工事の補正是行うのか。	建設工事積算基準の「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。
③ 対象期間の設定について	24	電柱移転等や地元調整等で着工に遅れた場合や施工が出来ない期間があった場合の取り扱いはどうしたら良いか。	その原因を明確にし、必要に応じて適切に対応して下さい。 <input type="checkbox"/> 発注者に責がある場合： ①工事が動いていない期間が明確である場合は、当該期間を対象期間から控除することができる。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休日扱いとしても良い。 <input type="checkbox"/> 発注者に責がない場合：上記②と同じ。
	25	工事着手日とはいつかことか。	工事の場合、現場事務所等の設置、または測量を開始した日を言います。 また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業を開始した日を言います。
	26	工事完成日とはいつかことか。	工事の場合、工期末の20日前までの期間を言います。 また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業が完了した日を言います。
④ 工事費の積算	27	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。

夜間工事・2交替工事の事例

1. 夜間工事の場合



2. 2交替工事の場合

